

## 研究活動のための研究費助成に関する細則

1. 兵庫教育大学言語表現学会会則第7条に基づき、本学会員の研究活動を支援するため、次の条件に従って研究活動に係る研究費を助成する。
  - ア 本学会の会員で、高等教育機関および研究機関等に常勤で勤務していないこと。
  - イ 本学会の研究発表会で発表したことのある者。
  - ウ 会費を完納していること。
  - エ 個人研究を応募の対象とし、グループ研究は不可。
  - オ 採択された研究課題は、翌年度の『言語表現研究』に論文として投稿するか、翌年度の研究発表会で研究成果を口頭発表すること。
2. 補助する金額は予算書の提出に基づき、最大10万円とし、使用できる費目は旅費・備品・書籍費・消耗品代とする。
3. 研究費の助成を受けようとする者は、別に定める申請書・予算書を作成し、9月末までに本学会事務局に普通郵便で送付し、同時にメールで応募の旨を連絡するものとする。採否の結果は、10月末を目処に本人に通知する。研究活動終了後の決算書の提出は不要とする。
4. 採否の決定にあたっては、年間の総額を考慮して、編集委員会で審議するものとする。
5. 研究費の助成を受けた者は、翌年度には申請することができない。

\*本学の院生の場合、本学の研究助成金（現職教員学生研究経費助成[1年間、10万円]、同窓会研究助成金[2年間、20万円]）の受給を受けた者は、本学会の「研究活動のための研究費助成」に申請できないものとする。他の研究助成を受けた者は、そのことを考慮の上、選考する

平成27(2015)年7月4日 会員総会制定  
令和元(2019)年11月20日 運営委員会改正  
令和4(2022)年5月18日 運営委員会改正